

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和6年3月8日

収支等命令者
佐賀県政策部 危機管理・報道局
危機管理防災課消防保安室長 小林 秀則

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度航空燃料（JET A-1）単価契約
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道 8884 番
佐賀県防災航空センター

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀空港内での航空機燃料（JET A-1）の販売・給油の許可を持つ者
- (2) 県内に本店を有する者。もしくは、県内に支店等を有し、かつ県内従業員比率が50%以上の者又は、県内従業員数が50人以上の者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」(様式第1号)、「営業概要書」(様式第2号)及び「同種業務の履行実績調書」(様式第3号)を令和6年3月21日(木)午後1時までまでに下記の担当課に持参又は郵送(21日(木)午後1時までまでに担当課へ必着)してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県危機管理防災課消防保安室

電話 0952-25-7026

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和6年3月22日(金)までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先

3の担当課に同じ。

(2) 仕様書等の交付方法

令和6年3月8日(金)から同月15日(金)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和6年3月26日(火)午前11時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁 新館4階 危機管理センターC室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札(様式第4号)。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状(様式第5号)を提出してください。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(6) 入札内容についての質問

仕様書等についての質問は、質問票（様式第6号）により、令和5年3月15日（金）までに3の担当に持参又は下記アドレスに電子メールで提出してください。質問に対する回答は県ホームページに掲載します。

電子メールアドレス：kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

入札金額は航空燃料（JET A-1）1リットルあたりの単価とし、小数点第2位まで設定してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入したものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ク 一人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ 落札者となるべき者の当該入札価格では契約の履行がなされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがあります。

エ 入札の実施回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 問合せ先

佐賀県危機管理防災課 消防保安室 消防担当 電話 0952-25-7026